

質疑・回答書

告示番号	豊中市上下水道局告示第45号	件名	令和3年度穂積ポンプ場雨水ポンプ設備更新工事
No	質疑事項		回答
1	特記仕様書P19 第3節 撤去工に記載のNo.4消音器の一時撤去再据付と記載されており、またNo.4消音器の一時撤去は、時期については監督職員と十分協議のうえ実施すること。ありますが、No.4消音器を一時撤去再据付する理由をご教示願います。		他工事の屋上防水施工のためです。

豊中市総務部契約検査課 TEL 06-6858-2075
FAX 06-6858-7225
E-mail keiyaku-kouji@city.toyonaka.osaka.jp